

## 倉敷市水道局公正入札調査委員会設置要領

### (設置)

第1条 倉敷市水道局が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事及び次に掲げる業務（以下「建設工事等」という。）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、倉敷市水道局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- (1) 測量業務
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 漏水調査業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める業務

### (所掌事務)

第2条 委員会は、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、誓約書の提出、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長等は、倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程（昭和50年倉敷市水道局管理規程第15号）に定める建設工事委員会における局長委員会の委員等をもって充てる。

- 2 必要があると認めるときは、前項の委員会構成員以外の関係職員の出席を求め、意見を徴することができる。

### (職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情により、会議を開催できない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(秘密の保持)

第6条 委員会で審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、水道総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。